

墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金のご案内

墨田区では、区営自転車駐車場にキャンセル待ちがあり駐輪需要が発生している駅周辺に民営自転車駐車場を設置する個人の方や事業者に対して、その経費の一部を助成して運営を支援します。

● 助成の対象者（要綱第3条）

区内に自転車駐車場を新設、増設若しくは改修する個人又は法人（墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例第6条の施設の設置者又は管理者を除く。）で、次に掲げる要件を全て満たす方が申請できます。

- （1）民営自転車駐車場を開設、増設、改修した日から、5年以上管理運営する見込みがある方
- （2）2月末日までに助成申請を行い、当該年度の3月末日までに設置完了報告書を提出して区の確認を受け、開設することができる方
 - ・申請者は、土地所有者のほか、土地所有者から一括借上（サブリース）契約で民間駐車場を運営する事業者、鉄道事業者の関連事業者も対象となります。
 - ・商業施設など自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は、施設規模にかかわらず、申請することはできません。
 - ・年度内に、申請、工事、確認検査の受検、開設ができることが必要です。

● 助成対象となる自転車駐車場（要綱第4条）

助成の対象となる自転車駐車場は、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- （1）駐輪需要が発生している次の駅周辺で、自転車放置禁止区域に面していること。
両国駅、押上駅、曳舟駅、本所吾妻橋駅、菊川駅、錦糸町駅
- （2）設置する敷地は、鉄道事業者が所有又は管理していないこと。
- （3）自転車駐車場の構造及び機器は、利用者が利用しやすいものであり、自転車等が有効に駐車できるものであること。
- （4）自転車駐車場は、誰でも利用することができること。
- （5）自転車駐車場の収容能力が、自転車10台分以上あること。
125ccまでの自動二輪車（原付バイク等）は、1.5台分として換算します。

- ・自転車放置禁止区域は、区公式ウェブサイトで確認できます。

区トップページ > くらし > 自転車・交通安全 > 自転車 > 放置自転車等



- ・鉄道所有者が所有又は管理している敷地は、助成対象外となります。
- ・自転車のほか電動キックボード等の特定小型原動機付自転車の利用にも配慮してください。
- ・場内にシェアリング事業者のポートを併用する場合は、助成の対象台数に含めません。
- ・125ccまでの原付バイク等も、本助成の対象となります。
なお、125ccを超えるものは、（公財）東京都道路整備保全公社の助成対象となり、本助成と併用できますので、ぜひご検討ください。



https://www.tmpc.or.jp/O5_assisting/bike-park.html

● 助成対象の経費と助成額（要綱第5条、第6条）

種 別	内 容	助成時期	助成形式	助成上限	備考
設置費	購入した駐輪機器、精算機の設置にかかる費用	設置した年度のみ	駐輪機器 15,000 円/台 駐輪機器（一定時間無料対応機器） 25,000 円/台 精算機器 300,000 円/台	250 万円	中古品、リース品は対象外 原付バイク等は1.5台換算
管理運営費	自転車駐車場の管理や運営にかかる費用	設置した翌年度から5年間	1 年間 3,000 円/台	30 万円	中古品、リース品も対象 原付バイク等は1.5台換算

- ・一定時間無料対応機器とは、一定の時間を無料で駐輪させる機能がある駐輪機器です。駐輪機器の設置とセットとなりますので、既に開設している民営自転車駐車場の駐輪機器を無料対応の仕様に変更するのみの場合は、助成対象にはなりません。
- ・中古品、リース品による設置の場合は、設置費の助成は対象外となりますが、管理運営費は助成対象となります。
- ・原付バイク等の換算台数に端数が出た場合は、切り捨てた台数とします。
- ・既に開設している民営自転車駐車場には、管理運営費のみの助成はできません。

● 助成の例

（1）本所吾妻橋駅周辺

電磁ラック式（1 時間無料）75 台、精算機器 1 台、機器が購入品の場合

【設置費の助成額】（設置年度のみ）

$$\begin{array}{rcccl} \text{駐輪機器（一定時間無料対応機器）} & \text{台数} & \text{精算機器} & & \\ 25,000 \text{ 円} & \times & 75 \text{ 台} & + & 300,000 \text{ 円} = \underline{2,175,000 \text{ 円}} \end{array}$$

【管理運営費の助成額】（翌年度から5年間）

$$\begin{array}{rcccl} \text{管理運営費助成額} & \text{台数} & & & \\ 3,000 \text{ 円} & \times & 75 \text{ 台} & = & \underline{225,000 \text{ 円/年}} \end{array}$$

（2）両国駅周辺

電磁ラック式 70 台、原付バイク用チェーン式ロック式 20 台、精算機器 1 台、機器がリース品の場合

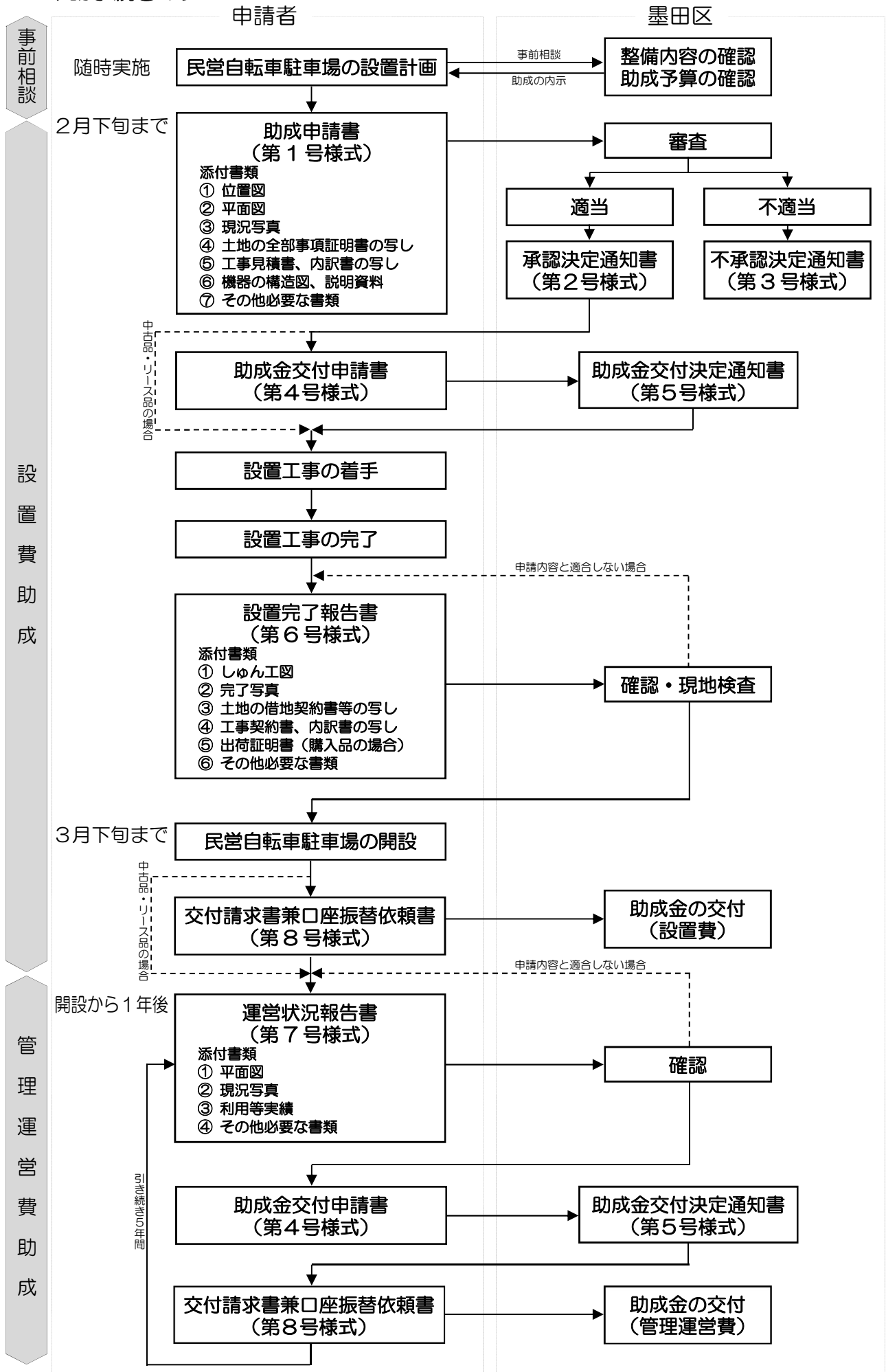
【設置費の助成額】

リース品のため助成の対象外です。

【管理運営費の助成額】（翌年度から5年間）

$$\begin{array}{rcccl} \text{管理運営費助成額} & \text{自転車台数} & \text{原付バイク台数} & \text{換算値} & \\ 3,000 \text{ 円} & \times & (70 \text{ 台} + 20 \text{ 台} \times 1.5 \text{ 台}) & = & \underline{300,000 \text{ 円/年}} \end{array}$$

● 申請手続きのフロー



● 助成の申請（要綱第7条）

助成を受けようとする場合は、申請する前までに区と事前協議を行い、区から予算の内示を受けることをお勧めします。

当該年度に区の予算が確保されていない場合は、申請しても不決定又は区の予算残額を上限として交付決定を行うこととなりますので、ご注意ください。

2月末までに申請することが必要です。墨田区民営自転車駐車場運営支援助成申請書（第1号様式）に次の資料を添えて、正・副2部提出してください。

添付資料

- ① 自転車駐車場の位置図
駅と自転車駐車場の設置関係がわかる図面
- ② 自転車駐車場の平面図
道路、出入口、機器、通路、案内看板等の位置関係がわかる図面
- ③ 自転車駐車場の現況写真
機器が設置、増設又は改修される前の現況写真（遠景・近景）
- ④ 自転車駐車場の土地の全部事項証明書の写し
土地が鉄道事業者の所有でないことがわかる書類
- ⑤ 自転車駐車場の工事見積書及び内訳書の写し
機器が購入品または中古品・リース品であることがわかる書類
- ⑥ 自転車駐車場に設置する機器の構造図又は説明資料
機器の構造、機能、一定時間無料対応がわかるパンフレット等
- ⑦ その他必要な書類

提出後、区が申請内容を審査し、適当と認める場合には、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成承認決定通知書（第2号様式）を通知し、副本を返却します。

駐輪機器が購入品の場合は、助成金の交付申請を行ってください。

中古品・リース品の場合は、設置費助成金の交付申請はできないため、設置工事に着手してください。設置が完了した際に、完了実績報告書の提出が必要になります。

助成金（設置費）

● 助成金（設置費）の交付申請（要綱第9条）

駐輪機器が購入品の場合は、設置工事に着手する前までに墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付申請書（第4号様式）の設置費の項目に必要な事項を記載して、区に提出してください。

区が申請内容を審査し、適当と認める場合には、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付決定通知書（第5号様式）を通知しますので、受理後に設置工事に着手してください。

● 設置工事の実績報告（要綱第11条第1項）

設置工事が完了した場合は、機器が購入品、中古品・リース品に関わらず速やかに墨田区民営自転車駐車場運営支援助成対象駐車場設置完了報告書（第6号様式）を、正・副2部提出してください。

添付資料

- ① 自転車駐車場のしゅん工図
道路、出入口、機器、通路、案内看板等の位置関係がわかる完了図面
- ② 自転車駐車場の完了写真
機器が設置・増設・改修された後の完了写真（申請時と同じ撮影位置で比較できること）
- ③ 自転車駐車場の土地の全部事項証明書又は借地契約書等の写し
自転車駐車場を開設する権原を取得していることがわかる書類
- ④ 自転車駐車場の工事契約書及び内訳書の写し
機器が購入品又は中古・リース品であることがわかる書類
- ⑤ 機器の出荷証明書（中古・リース品の場合は不要です。）
出荷日、出荷先、型番、数量が記載された機器製造元又は出荷元が発行する証明書
- ⑥ その他必要な書類

提出後、区が報告書の内容を審査し、現地で立ち合いによる確認検査を行い、適当と認める場合には、速やかに自転車駐車場の開設を行ってください。

副本を返却した日を、自転車駐車場の開設日とします。

● 助成金（設置費）の請求及び支払い（要綱第12条）

助成金（設置費）の交付決定を受けている場合は、速やかに墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）を提出してください。

この書類には、申請者の押印（スタンプ印は不可）が必要となります。

助成金（管理運営費）

● 運営状況の実績報告（要綱第11条第2項）

自転車駐車場の開設日から1年が経過した日以降に、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成対象駐車場管理運営状況報告書（第7号様式）を、正・副2部提出してください。

添付資料

- ① 自転車駐車場の平面図
道路、出入口、機器、通路、案内看板等の位置関係がわかる図面
- ② 自転車駐車場の現況写真
自転車駐車場が利用されている写真
- ③ 自転車駐車場の利用等実績
1年間の利用実績（利用台数、回転率、利用時間帯、収益など）、書式は任意です。
- ④ その他必要な書類

提出後、区が報告内容を審査し、適当と認める場合には、副本を返却します。

区との現地立ち合いは必要ありません。

● 助成金（管理運営費）の交付申請、請求及び支払い（要綱第9条、第12条）

運営状況の実績報告について、区の確認を受けた場合は、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付申請書（第4号様式）の管理運営費の項目に必要な事項を記載して、区に提出してください。

区が申請内容を審査し、適当と認める場合には、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付決定通知書（第5号様式）を通知しますので、受理後に墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）を提出してください。

● 自転車駐車場に変更がある場合の届出（要綱第13条）

助成の決定を受けた日から開設して5年経過する日までに、機器台数の変更、助成決定者の変更、駐車場の廃止をしようとする場合は、速やかに墨田区民営自転車駐車場運営支援助成対象駐車場の変更・廃止届（第9号様式）を提出してください。

駐車料金の変更やレイアウトの変更など、助成額に影響がない場合は、申請する必要はありません。（運営状況実績報告書で報告してください。）

● 交付決定の取消し（要綱第14条第1項）

区は、助成金の交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を取り消すことができます。

- （1）偽り或其他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- （2）申請内容に適合させる区の措置命令によっても、必要な措置を講じない場合
- （3）開設してから5年経過する日までに、自転車駐車場を廃止した場合（都市計画事業等の施行に伴う場合を除く。）

● 助成金の返還（要綱第15条）

区は、助成金の交付決定を取り消した場合は、助成金の全部又は一部の返還を命じます。

前条（1）、（2）に該当する場合は、既に交付した設置費と管理運営費の全額の返還を命じます。

前条（3）の場合は、既に交付した設置費を返還の対象とします。

運営期間によって次のとおりとします。（1,000円未満の端数切り捨て）

- （1）運営期間が3年未満 助成金の交付額の全額
- （2）運営期間が3年以上4年未満 助成金の交付額の2分の1
- （3）運営期間が4年以上5年未満 助成金の交付額の3分の1

● 各申請様式は、墨田区のホームページからダウンロードしてください。

【墨田区公式ウェブサイト（<http://www.city.sumida.lg.jp>）】

トップページ ⇒ オンラインサービス ⇒ 申請書ダウンロード ⇒ 土木関係申請書
⇒ 民営自転車駐車場助成

●墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付要綱（令和7年6月11日制定）

（目的）

第1条 この要綱は、区内に民営の自転車駐車場を設置する者に対し、その設置及び運営に係る費用の一部を助成して支援することにより、民営自転車駐車場の整備を促進するとともに、駅周辺の駐輪需要を満たすことで、もって区民の利便性を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区条例第35号。以下「条例」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)民営自転車駐車場 個人又は法人が設置及び管理する自転車駐車場をいう。
- (2)駐輪機器 自転車等1台分の駐車場所につき1台設置される駐車のための機器又は複数の自転車等を門扉等の開閉により駐車させる機器をいう。
- (3)一定時間無料対応機器 前号の機器のうち、自転車等を自動的に一定時間以上無料で駐車させる機能を有する機器をいう。
- (4)精算機器 前2号に掲げるいずれかの機器を制御することにより自転車等の駐車を管理し、及び駐車に係る料金を精算する機器をいう。

（助成の対象者）

第3条 助成の対象となる者は、民営自転車駐車場を新設、増設若しくは改修する個人又は法人（条例第6条に規定する施設の設置者等を除く。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)第11条第1項又は第4項の規定による区長の確認を受けて民営自転車駐車場を開設した日（増設又は改修の場合にあつては、当該機器の利用を開始した日。以下「開設日」という。）から5年以上管理運営する見込みがある者
- (2)第7条の規定による助成の申請を2月末日までに、当該年度の3月末日までに助成金の対象となる民間自転車駐車場に係る契約、工事等が完成し、第11条第1項等の確認を受け、開設することができる者

（助成対象の事業）

第4条 助成対象の事業は、区内に民営自転車駐車場を新設、増設又は改修する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)民営自転車駐車場を新設、増設又は改修する場所が、別表に掲げる駅の周辺で、条例第9条第1項に規定する放置禁止区域に面していること。
- (2)民営自転車駐車場の敷地は、条例第5条に規定する鉄道事業者が所有又は管理していないこと。
- (3)民営自転車駐車場の構造及び機器は、利用者が利用しやすいものであり、自転車等が有効に駐車できるものであること。
- (4)民営自転車駐車場は、不特定の者が利用することができること。
- (5)民営自転車駐車場の収容能力は、自転車10台分以上あること。この場合において、一般原動機付自転車又は普通自動二輪車については、1台につき自転車1.5台分として換算し、1台未満の端数があるときはこれを切り捨てた台数とする。

（助成対象の経費）

第5条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1)設置費 民営自転車駐車場を設置するため購入した第2条第2号から第4号までに掲げる機器（中古品を購入したもの又はリースにより調達したものを除く。）の設置に係る費用
- (2)管理運営費 開設日から起算して5年を経過する日までの間における当該駐車場の管理及び運営に係る費用

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、次に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1)設置費 次の表に掲げる機器の形式ごとに定める1台当たりの助成額に設置した機器の台数を乗じて得た金額とし、250万円を上限として予算の範囲内で定める額

形 式	1台当たりの助成額
駐輪機器	15,000円
駐輪機器（一定時間無料対応機器）	25,000円
精算機器	300,000円

- (2)管理運営費 開設日から1年が経過した日の属する年度から引き続く5年度において、設置した駐輪機器の台数（途中で台数の変更があった場合は、変更後の台数）に3,000円を乗じて得た金額とし、1年度分につき30万円を上限として予算の範囲内で定める額

（助成の申請）

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新設、増設又は改修を行う前に、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1)助成対象の事業に係る民営自転車駐車場（以下「助成対象駐車場」という。）の位置図
- (2)助成対象駐車場の平面図
- (3)助成対象駐車場の現況写真
- (4)助成対象駐車場の存する土地の全部事項証明書の写し
- (5)助成対象駐車場の工事見積書及び内訳書の写し
- (6)助成対象駐車場に設置する機器の構造図又は説明資料
- (7)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成の決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは墨田区民営自転車駐車場運営支援助成承認決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは墨田区民営自転車駐車場運営支援助成不承認決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める時期に墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付申請書（第4号様式）により、区長に申請するものとする。

- (1)設置費 新設、増設又は改修を行う前まで
- (2)管理運営費 開設日から1年が経過した日の属する年度から引き続く5年度ごとに第11条第2項に規定する区長の確認を受けた日以降

（助成金の交付決定）

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して交付額を決定し、及び墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付決定通知書（第5号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

（実績の報告）

第11条 助成決定者は、助成対象駐車場の整備が完了したときは、速やかに墨田区民営自転車駐車場運営支援助成対象駐車場設置完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に報告し、確認を受けなければならない。

- (1)助成対象駐車場のしゅん工図
- (2)助成対象駐車場の完了写真
- (3)助成対象駐車場の存する土地の全部事項証明書又は借地契約書等の写し
- (4)助成対象駐車場の工事契約書及び内訳書の写し
- (5)機器の出荷証明書（中古品又はリース品は不要）
- (6)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 助成決定者は、開設日から1年が経過した日の属する年度から引き続く5年度の実施状況について、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成対象駐車場管理運営状況報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて1年度ごとに区長に報告し、確認を受けなければならない。

- (1)助成対象駐車場の平面図
- (2)助成対象駐車場の現況写真
- (3)助成対象駐車場の利用等実績
- (4)前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 区長は、前2項の規定による確認の結果、第7条第1項の規定による申請又は第13条第1項の規定による届出の内容に適合しないと認められるときは、助成決定者に対し、これらに適合させるための措置を講ずることを命ずることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の命令により助成決定者が必要な措置をした場合について準用する。

（助成金の請求及び支払い）

第12条 前条第1項の規定により区長の確認を受けた助成決定者並びに前条第2項の規定により区長の確認を受けて第9条及び第10条の規定による審査及び交付決定を受けた助成決定者は、墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第8号様式）により区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成決定者に助成金を支払うものとする。

（変更等の届出）

第13条 助成決定者は、助成の決定を受けた日から開設して5年を経過する日までの間に次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに墨田区民営自転車駐車場運営支援助成対象駐車場の変更・廃止届（第9号様式）により区長に届け出なければならない。

- (1)助成対象駐車場の内容を変更しようとするとき。
- (2)相続、譲渡、法人の合併その他の事由により助成決定者を変更しようとするとき。
- (3)助成対象駐車場を廃止しようとするとき。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2)第11条第3項に規定する措置命令によっても、なお必要な措置を講じないとき。
- (3)開設日から5年を経過する日までに、助成対象駐車場を廃止したとき。ただし、都市計画道路事業その他これらに類する事業の施行に伴うときを除く。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに墨田区民営自転車駐車場運営支援助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条第2項の規定による通知をした場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前条第1項第1号及び第2号の規定に該当する場合において、前項の規定により命じる返還額は、交付額の全額とする。

3 前条第1項第3号の規定に該当する場合において、第1項の規定により返還する助成金は、第5条第1号に掲げる設置費のみとし、その命じる返還額は、次の各号に掲げる助成対象駐車場の運営期間（開設日から助成金の返還の事由が生じた日までをいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、次の各号に定める額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1)運営期間が3年未満 助成金の交付額の全額
- (2)運営期間が3年以上4年未満 助成金の交付額の2分の1
- (3)運営期間が4年以上5年未満 助成金の交付額の3分の1

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月11日から適用する。

別表

名 称
両国駅
押上駅
曳舟駅
本所吾妻橋駅
菊川駅
錦糸町駅

● 発行・問い合わせ先

墨田区都市整備部土木管理課 交通安全担当（庁舎 10 階）

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

電話 03-5608-6203（直通）

FAX 03-5608-6410

メール koutsuanzen@city.sumida.lg.jp



ひと、つながる。
墨田区